

仙台市政務活動費の交付に関する要綱

(平成 13 年 3 月 27 日議長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市政務活動費の交付及び使途の公開に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 25、3・平 29、6・改正)

(政務活動費の対象外の経費)

第 2 条 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
 - (2) 政党本来の活動に要する経費
 - (3) 会議に伴う食事以外の飲食及び遊興に要する経費
 - (4) レクリエーション等の経費
 - (5) 選挙活動に要する経費
 - (6) 後援会活動に要する経費
 - (7) その他政務活動の目的に合致しないもの
- 2 条例第 5 条第 8 号に規定する人件費は、配偶者、扶養関係にある者及び同居し生計を一にする者の常勤雇用に要する経費を除くものとする。
- 3 条例第 5 条第 9 号に規定する事務所費は、自己所有建物を事務所に使用する場合にあっては賃借料に相当する額、自宅を事務所に使用する場合にあっては賃借料又は賃借料に相当する額を除くものとする。

(平 14、9・平 20、3・平 23、8・平 25、3・改正)

(政務活動費の支出決定等)

第 3 条 条例第 6 条の規定により政務活動費の交付を受けようとする会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）の代表者及び交付対象議員（条例第 2 条に規定する議員をいう。以下同じ。）は、経費の支出決定を行い、政務活動費を適正に執行しなければならない。

- 2 会派の代表者は、当該会派に所属する交付対象議員に交付される政務活動費の適正執行に資するよう、当該議員に対し、助言するものとする。

(平 20、3・改正、平 23、8・旧第 4 条繰上・平 25、3・改正)

(会派における支出手続)

第 4 条 経理責任者は、当該会派の代表者の決定を経て経費を支出するものとし、支出に当たっては領収書を徴しなければならない。

- 2 経理責任者は、前項に規定する領収書を徴することができないときは、当該会派の

代表者の支払証明書が添付されなければ支出をすることができない。

(平 23、 8 ・旧第 5 条繰上・改正)

(交付対象議員の支出手続)

第 5 条 交付対象議員は、支出に当たっては領収書を徴しなければならない。

- 2 前項に規定する領収書を徴することができないときは、支払証明書を作成するものとする。

(平 23、 8 ・追加)

(会派の政務活動の手続)

第 6 条 会派の代表者は、会派に交付された政務活動費に基づき当該会派の所属議員が行う政務活動（以下、本条において「政務活動」という。）に関して、政務活動の目的、方法及び期間等を定めなければならない。

- 2 政務活動を行った議員（共同で政務活動を行った場合にあっては、その代表者）は、所属会派の代表者に対し政務活動終了後、速やかに、政務活動報告書により政務活動の内容及び経費の内訳を報告しなければならない。
- 3 会派の代表者は、当該会派の所属議員が政務活動のため経費を必要とするときは、その経費を前渡しすることができる。
- 4 会派の代表者は、当該会派の所属議員を政務活動のため市域外へ宿泊を伴う出張をさせる場合は、政務活動出張届出書（別記様式第 1 号）を提出させなければならない。

(平 14、 9 ・平 15、 3 ・平 20、 3 ・平 23、 8 ・平 25、 3 ・改正)

(交付対象議員の政務活動の手続)

第 6 条の 2 交付対象議員は、当該交付対象議員に交付された政務活動費に基づき行う政務活動（以下、本条において「政務活動」という。）に関して、政務活動の目的、方法及び期間等を定めなければならない。

- 2 政務活動を行った交付対象議員は、政務活動終了後、速やかに、政務活動の内容及び経費の内訳をとりまとめなければならない。
- 3 交付対象議員は、政務活動のため市域外へ宿泊を伴う出張をする場合は、所属会派の代表者に対し、政務活動出張届出書（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。

(平 23、 8 ・追加、平 25、 3 ・改正)

(政務活動に要する旅費の支出)

第 7 条 政務活動に要する旅費は、特別職の職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和 31 年仙台市条例第 35 号。次項において「特別職給与条例」という。）に基づき支給する場合の費用弁償の額に相当する額を超えて支出することはできない。

- 2 前項に規定する政務活動に要する旅費は、特別職給与条例に基づき、費用弁償が支給されたときは、重ねて支出することができない。

(平 20、 3 ・ 追加、平 25、 3 ・ 令 8、 3 ・ 改正)

(経費の按分)

第 8 条 条例第 5 条各号に掲げる費用について、政務活動費に係る経費と政務活動費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には、按分の割合を二分の一を上限として計算した額を支出額とすることができる。

(平 20、 3 ・ 追加、平 25、 3 ・ 改正)

(収支報告等)

第 9 条 条例第 10 条第 1 項の収支報告書は、別記様式第 2 － 1 号又は別記様式第 2 － 2 号によるものとし、同条第 7 項の政務活動報告書は、別記様式第 3 － 1 号又は別記様式第 3 － 2 号によるものとする。

(平 20、 3 ・ 追加、平 23、 8 ・ 平 25、 3 ・ 改正)

(報告内容の調査及び修正)

第 10 条 議長は、条例第 10 条第 8 項に規定する収支報告書等の提出を受けたときは、その内容を調査し、必要があると認めるときは会派の代表者及び交付対象議員に対して証拠書類等の資料の提示を求めることができる。

2 議長は、収支報告書の内容が不適正であると認めるときは、その修正を命ずるものとする。

(平 20、 3 ・ 旧第 8 条繰下・平 23、 8 ・ 旧第 11 条繰上・平 25、 3 ・ 改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 市議会各会派に対する市行政調査費経理要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の実施前に交付された市行政調査費の収支決算報告書の提出期限等については、なお従前の例による。

附 則 (平成 14 年 9 月 6 日改正)

この要綱は、平成 14 年 9 月 6 日から実施する。

附 則 (平成 15 年 3 月 5 日改正)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 20 年 3 月 25 日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 8 月 25 日改正)

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 28 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市政務調査費の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の仙台市政務活動費の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日改正）

この要綱は、平成 29 年 6 月 23 日から実施する。

附 則（平成 31 年 4 月 22 日改正）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 3 月 13 日改正）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

〔別記様式第 1 号〕

年 月 日

(会派名 代表者名)

会 派 名
議 員 名

政務活動出張届出書

このたび、政務活動のため下記のとおり出張することになりましたので
お届けいたします。

記

出張者名	
用 務 先	
出張期間	年 月 日から 年 月 日まで
政 務 活 動 項 目	
備 考	

〔別記様式第2－1号〕

年度政務活動費収支報告書（会派用）

年 月 日

（あて先） 仙台市議会議長

会派名

代表者名

仙台市政務活動費の交付及び使途の公開に関する条例第10条の規定により、提出いたします。

1 収 入 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
政務活動費		
預 金 利 子		
合 計		

2 支 出 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

〔別記様式第2－2号〕

年度政務活動費収支報告書（交付対象議員用）

年 月 日

（あて先） 仙台市議会議長

所属会派名

交付対象議員名

仙台市政務活動費の交付及び使途の公開に関する条例第10条の規定により、提出いたします。

1 収 入 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
政務活動費		
預 金 利 子		
合 計		

2 支 出 (単位:円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
人 件 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

〔別記様式第 3－1 号〕

年度政務活動報告書（会派用）

会 派 名

代表者名

政務活動テーマ	活 動 内 容

※ この報告書は収支報告書に添付してください。

〔別記様式第 3－2 号〕

年度政務活動報告書（交付対象議員用）

所 属 会 派 名

交付対象議員名

政務活動テーマ	活 動 内 容

※ この報告書は収支報告書に添付してください。